

令和7年第2回

臨時会会議録

会 期

令和7年 5月26日(月)

会 議 日

令和7年 5月26日(月)

東串良町議会

令和7年第2回東串良町議会臨時会（第1号）

開 会 令和7年5月26日 午前9時30分
閉 会 令和7年5月26日 午前9時53分

出席議員（9人）

1番 上池勝彦	2番 小川香織
3番 児玉勇治	4番 瀬戸山讓一
5番 牧原完治	6番 西園貞美
8番 上園ミキ	9番 宮地利雄
10番 田之畑 稔	

欠席議員（1人）

7番 前田 隆

会議録署名議員（会議規則第127条）

4番 瀬戸山 讓一 5番 牧原完治

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長	宮原 順	建設課長	寺園 竜二
副町長	大園 保広	住民課長	有嶋 義昭
教育長	金久三男	企画課長	浜屋 啓子
総務課長	中島 孝一	まちづくり推進課長	上原 久
農林水産課長	瀬戸山 雅樹	管理課長兼学校給食共同調理場所長	中小野田 輝幸
福祉課長	小林 真紀子	社会教育課長	吉留 潤一郎
税務課長	西田 博文	総務課長補佐	上野 史生

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 倉ヶ崎 和治 書記 清瀧 美東士

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 報告第 1 号 令和 6 年度東串良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 4 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 5 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 6 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度東串良町一般会計補正予算（第 10 号））
- 日程第 7 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号））
- 日程第 8 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 6 号））
- 日程第 9 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号））
- 日程第 10 議案第 18 号 畜産センター公衆トイレ新築工事請負契約について
- 日程第 11 議案第 19 号 有機堆肥センターホイールローダー購入契約について

会 議 の 経 過

開 会 午前9時30分

議 長（田之畑）

ただいまから、令和7年第2回東串良町議会臨時会を開会します。
本日の会議に前田 隆議員から欠席の申出がありましたので、報告します。
本日の会議を開きます。
日程の報告をします。
日程は、配付してありますので朗読を省略します。

~~~~~

### ◆ 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（田之畑）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番 瀬戸山譲一議員及び  
5番 牧原完治議員を指名します。

~~~~~

◆ 日程第2 会期決定の件

議 長（田之畑）

日程第2 会期決定の件を議題にします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、本日の1日間としたいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。
したがって、会期は本日の1日間に決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第3 報告第1号 令和6年度東串良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

議 長（田之畑）

日程第3 報告第1号 令和6年度東串良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告  
についてを議題とします。

## 会 議 の 経 過

本件について、町長からの説明を求めます。  
町長。

町 長（宮 原）

おはようございます。

報告第1号 令和6年度東串良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

地方自治法施行令第146条第2項及び東串良町会計規則第12条第3項の規定により、繰越明許費の繰越し額が確定したことから、繰越計算書を作成、調整いたしましたので御報告するものでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号 令和6年度東串良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

~~~~~  
◆ 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町税条例の一部を改正する条例）

議 長（田之畑）

日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。
町長。

町 長（宮 原）

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、東串良町税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり東串良町税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御報告し、承認を求めるものでございます。よ

会 議 の 経 過

ろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。
これから、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町税条例の一部を改正する条例）を採決します。
お諮りします。
本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。
したがって、本件は承認することに決定されました。

~~~~~

◆ 日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議 長（田之畑）

日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。  
本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。  
町長。

町 長（宮 原）

## 会 議 の 経 過

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御報告し、承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。  
これから、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。  
お諮りします。  
本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。  
したがって、本件は承認することに決定されました。

~~~~~

◆ 日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度東串良町一般会計補正予算（第10号））

議 長（田之畑）

会 議 の 経 過

日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度東串良町一般会計補正予算（第10号））を議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

令和6年度東串良町一般会計補正予算（第10号）につきましては、国庫支出金、県支出金、地方交付税及び町道、公共施設等に関わる調査への確定及びそれに伴う財源更正の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御報告し、承認を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番 小川議員。

2 番（小 川）

今説明いただきました今回の専決処分の承認を求めることについての一般会計補正予算1億7,016万8,000円の減額ということですが、さきの委員会、全員協議会のほうでも説明がありましたが、大きくこの減額に至った理由というものがありましたら、再度説明を願います。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（中 島）

お答えいたします。今回の10号専決につきましては、おっしゃるとおり減額でございます。これにつきましては、ほとんど事業の執行残とか、そういったものは減額ということになっております。追加の部分もありますけれども、執行残の減額というものが大きいという関係で減額の補正となっております。以上でございます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

会 議 の 経 過

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度東串良町一般会計補正予算(第10号))を採決します。

お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定されました。

~~~~~

◆ 日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算(第6号))

議 長 (田之畑)

日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算(第6号))を議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

令和6年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算(第6号)につきましては、保険給付費交付金額の確定に伴い、増額の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御報告し、承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (田之畑)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

## 会 議 の 経 過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。  
これから、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算(第6号))を採決します。  
お諮りします。  
本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。  
したがって、本件は承認することに決定されました。

~~~~~

◆ 日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第6号))

議 長 (田之畑)

日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第6号))を議題とします。
本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。
町長。

町 長 (宮 原)

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。
令和6年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第6号)につきましては、保険給付費等交付金額の確定に伴い、減額の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御報告し、承認を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。
これから、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第6号））を採決します。
お諮りします。
本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。
したがって、本件は承認することに決定されました。

~~~~~

◆ 日程第9 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号））

議 長（田之畑）

日程第9 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号））を議題とします。  
本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。  
町長。

町 長（宮 原）

## 会 議 の 経 過

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

令和6年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）につきましては、介護給付費収入等の確定に伴い、減額の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御報告し、承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号））を採決します。

お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定されました。

~~~~~  
◆ 日程第10 議案第18号 畜産センター公衆トイレ新築工事請負契約について

議 長（田之畑）

日程第10 議案第18号 畜産センター公衆トイレ新築工事請負契約についてを議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

会 議 の 経 過

町長。

町 長（宮 原）

議案第18号 畜産センター公衆トイレ新築工事請負契約について御説明申し上げます。

東串良町契約規則に基づき、指名競争入札に付した令和7年度東串良町畜産センター公衆トイレ新築工事について建設工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案の理由といたしましては、建設工事請負契約金額は5,000万円を超えるためでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番 小川議員。

2 番（小 川）

さきの全員協議会でも説明をいただきました。再度説明をいただきたくて質問させていただきます。財源内訳についてお願いします。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（中 島）

お答えいたします。

財源ということでございますけれども、この事業につきましては、全額緊急防災減災事業債を充当するということで予定をしております、当初予算におきましても一般会計予算で可決をいただいているところでございます。以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

財源について説明をありがとうございます。

では、本町の一般財源の支出について割合なども含めて、再度詳しく説明をお願いします。

議 長（田之畑）

会 議 の 経 過

総務課長。

総務課長（中 島）

質問の趣旨がよく理解できなかったんですが、先ほど答弁いたしましたとおり、財源は全額緊急防災減災事業債を充当するようしております。この起債につきましては、事業費の100%充当というふうになっておりますので、一般財源は予定しておりません。確かに正式に県から7月に連絡が来るということになっておりますので、この緊急防災減災事業債の場合は、過疎と違って、該当になりましたら100%対象になるということでございます。以上でございます。

議 長（田之畑）

暫時休憩します。

休	憩	午前9時47分
—◆—		
再	開	午前9時49分

議 長（田之畑）

休憩前に引き続き、会議を開きます。
総務課長。

総務課長（中 島）

お答えいたします。あくまでも予算上は、緊急防災減災事業債ということになっておりますので、予算上は、1億2,000万円ですね、このトイレの分が1億1,600万円、それから設計の監理、これが400万円ということで緊急防災減災事業債ということで100%計上しております。ただ、これにつきましては、交付税措置がございますので、元利償還金の70%は交付税措置がされるという内容になっております。以上でございます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

ないようですから、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

会 議 の 経 過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、議案第18号 畜産センター公衆トイレ新築工事請負契約についてを採決します。

お諮りします。

本件はこのとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本件はこのとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第11 議案第19号 有機堆肥センターホイールローダー購入契約について

議 長 (田之畑)

日程第11 議案第19号 有機堆肥センターホイールローダー購入契約についてを議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

議案第19号 有機堆肥センターホイールローダー購入契約について、御説明申し上げます。

東串良町契約規則に基づき、指名競争入札に付した令和7年度東串良町有機堆肥センターホイールローダー購入事業について、物品売買契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案の理由といたしましては、ホイールローダーの物品購入金額は700万円を超えるためでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長 (田之畑)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。  
これから、議案第19号 有機堆肥センターホイールローダー購入契約についてを採決します。  
お諮りします。  
本件はこのとおりに決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。  
したがって、本件はこのとおりに可決されました。

~~~~~

議 長（田之畑）

これで本日の日程は全部終了しました。
会議を閉じます。
令和7年第2回東串良町議会臨時会を閉会します。

閉 会 午前9時53分